

# 第三者からの預貯金債権等に係る情報取得 手続申立てに必要な書類等

R2. 10 仙台地方裁判所第4民事部

- 1 申立手数料（収入印紙） 1, 000円
- 2 郵便切手 94円分（内訳 84円・10円各1枚）
- 3 申立人宛ての直送用封筒（レターパックライト） 第三者の数に応じた通数  
※ 宛名に申立人の住所氏名（直送の宛先）を記載したもの
- 4 予納金  
第三者1名の場合 5000円  
第三者が1名増すごとに4000円を加算した合計額  
※ 申立書提出後に、予納金を納付するために必要な書面（保管金提出書）を送付（交付）します。事件終了後に残額が生じた場合は、還付手続を行います。
- 5 情報取得手続申立書  
※求める情報の種別ごとに作成  
※「当事者目録」及び「請求債権目録」（一般の先取特権の場合は「担保権・被担保債権・請求債権目録」）の各写し  
各4部添付（ただし、第三者が増えるごとに一部ずつ追加）
- 6 債権を証する書面（以下「法」は民事執行法を表します。）
  - (1) 執行力のある債務名義を有する債権者  
(法207条1項（預貯金債権等）申立て)
    - ア 執行力ある債務名義の正本（写し添付）
    - イ 債務名義正本の送達証明書（写し添付）
    - ウ 確定証明書（債務名義が家事審判書の場合）（写し添付）
  - (2) 一般の先取特権を有する債権者  
(法207条2項（預貯金債権等）申立て)  
先取特権の存在を証する文書（写し添付）

## 7 情報取得手続申立要件を示す書類

- (1) 過去6か月以内に行われた強制執行等による配当又は弁済金交付の手続において当該金銭債権の完全な弁済を受けられなかった場合（法197条1項1号又は2項1号申立て）

配当表写し、弁済金交付計算書写しなど

- (2) 知っている財産に対する強制執行を実施しても、当該金銭債権の完全な弁済を得られない場合（法197条1項2号又は2項2号申立て）

ア 債務者の居住地・所在地等の不動産登記の全部事項証明書

イ 財産調査結果報告書と調査内容に関する疎明資料、申立人以外の者が作成した債務者の財産に関する陳述書・聴取書等

## 8 資格証明書等

- (1) 申立人及び債務者が法人等の場合

ア 申立人の代表者事項証明書（3か月以内発行のもの。権利能力のない社団の場合は、社団の存在及び代表者を証する書面（規約、代表者の就任が決議された総会の議事録等））

イ 債務者の代表者事項証明書（3か月以内発行のもの）

- (2) 第三者の代表者事項証明書（3か月以内発行のもの）

- (3) 申立人又は債務者の氏名・住所が債務名義の表示と異なるとき

債務名義の氏名・住所とのつながりを証する書面（住民票抄本、戸籍の附票等）

- (4) 債務者の生年月日、旧住所及び旧姓等の特定に資する事項を記載するとき

これらの事項を証する書面（住民票、戸籍の附票等）

## 9 委任状 ※代理人による申立ての場合

## 10 債務名義還付申請書

### 【各資料の取得先】

- ・不動産登記の全部事項証明書、代表者事項証明書 各法務局
- ・住民票 住民登録のある市町村役場（戸籍住民課）
- ・戸籍附票 本籍地の市町村役場（戸籍住民課）

以上